

軽自動車検査協会検査事務規程(昭和48年9月26日協会規程第16号) の一部改正について

1. 改正理由

道路運送車両の保安基準第58条の3及びこれに基づく告示の制定、道路運送車両法施行規則、自動車検査業務等実施要領及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（以下「審査事務規程」という。）の一部改正に伴い、道路運送車両の保安基準第58条の3第1項の規定による認定を受けた自動車（以下「認定米国車」という。）の取扱い及び改造自動車届出の見直し等所要の改正が必要なため、軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行います。

2. 改正概要

(1) 認定米国車の取扱いを規定

○道路運送車両の保安基準 第58条の3及びこれに基づく告示の制定、道路運送車両法施行規則、自動車検査業務等実施要領及び審査事務規程の一部改正に伴い、認定米国車の検査方法及び自動車検査証への記載方法等を規定するため所要の改正を行います。

(2) 2-7 検査の実施方法の構成見直し

○新規検査等において、自動車の種別、自動車の用途及び車体の形状を判定することを明確化するとともに検査の実施方法の構成見直し及びその他書きぶりの適正化等所要の改正を行います。

(3) 改造自動車届出の見直し

○審査事務規程第 第72次改正における改造自動車届出見直しに伴い、関係する規定について所要の改正を行います。

3. 施行日

2. (1)及び2. (2)は、令和8年4月22日

2. (3)については、令和8年10月1日

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第16号）

新			旧		
目次（略）			目次（略）		
第1章（略）			第1章 総則		
1-1～1-2（略）			1-1～1-2（略）		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
<p>この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、下表に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「検査担当者」、「高度化システム」及び「保安検査コース」の内容は、下表に定めるものとし、「地方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。</p>			<p>この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、下表に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「検査担当者」、「高度化システム」及び「保安検査コース」の内容は、下表に定めるものとし、「地方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。</p>		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
か	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	か	<u>改造自動車等</u>	<u>改造自動車、試作車又は、組立車をいう。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図（装置の詳細図を含む。）及びその他特に指示された資料をいう。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
し	<u>試作車及び組立車等</u>	<u>試作車、組立車及び試作車又は組立車を改造した自動車をいう。</u>	し	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>試作車・組立車等審査結果通知書等</u>	<u>試作車・組立車等審査結果通知書、外観図、装置の詳細図（改造部分詳細図）及びその他特に指示された資料をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>1-4～1-5(略)</p> <p>第2章 検査の実施方法</p> <p>2-1 敷地等における秩序維持等</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 受検者は、検査担当者が検査業務を公正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 受検中は軽自動車検査票を保持し、<u>検査担当者等の求めに応じた提示</u>すること。</p> <p>④～⑰(略)</p> <p>(4)～(7)(略)</p> <p>2-2～2-3(略)</p> <p>2-4 不適切な補修等</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p><u>(3) 自動車の装置又は部品の取付状態が(1)及び(2)に該当しない場合であっても、次の事由に該当するときには、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。</u></p> <p><u>① 自動車の長さ、幅又は高さに影響を及ぼす板又はパイプその他の車体の外形に馴染まないものを、自動車の外側の表面上に取付ける等の胡乱な状態であるとき</u></p> <p><u>② 保安基準に適合させるために取付けられた装置であって指定自動車等と異なると認められるものについて、検査後に取外される一時的な取付け等の疑いがあり、受検者から当該構造の合理的な理由が</u></p>			<p>1-4～1-5(略)</p> <p>第2章 検査の実施方法</p> <p>2-1 敷地等における秩序維持等</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 受検者は、検査担当者が検査業務を公正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 受検中は軽自動車検査票を保持すること。</p> <p>④～⑰(略)</p> <p>(4)～(7)(略)</p> <p>2-2～2-3(略)</p> <p>2-4 不適切な補修等</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>		

説明されないとき

2-5 製作年月日等

2-5-1 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。

- (1) 新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）には、次のいずれかの日とする。

ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）に基づき改造自動車等審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となる自動車（2-5-2 の自動車を除く。）については、「令和 6 年 3 月 31 日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。（適用関係告示第 1 条第 4 項関係）

①(略)

- ② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。

ただし、次のアからケまでのいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれに掲げる年月日とすることができる。

ア～エ(略)

オ 輸入自動車であって、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該

2-5 製作年月日等

2-5-1 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。

- (1) 新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）には、次のいずれかの日とする。

ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）に基づき改造自動車等審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となる自動車（2-5-2 の自動車を除く。）については、「令和 6 年 3 月 31 日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。（適用関係告示第 1 条第 4 項関係）

①(略)

- ② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。

ただし、次のアからケまでのいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれに掲げる年月日とすることができる。

ア～エ(略)

オ 輸入自動車であって、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該

証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

(ア) (略)

(イ) 日本自動車輸入組合が発行した輸入自動車製作日証明書

(ウ)～(エ) (略)

カ～ケ (略)

(2) (略)

2-5-2 (略)

2-6 (略)

2-7 検査の実施方法等

2-7-1 検査の実施方法

(1) 検査は、2-7-2 から 2-7-4 の規定及び次に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあつては第4章及び第5章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。

なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

(削除) ※2-7-2 に移動

証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

(ア) (略)

(イ) 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書

(ウ)～(エ) (略)

カ～ケ (略)

(2) (略)

2-5-2 (略)

2-6 (略)

2-7 検査の実施方法

(新設)

検査は、次に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあつては第4章及び第5章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。

なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

(1) 新規検査及び予備検査

① 構造に関する検査

次に掲げる事項について、画像取得装置、巻尺、重量計、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。この場合において、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。ただし、発行後9か月を経過した完成検査終了証（完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示がある自動車（⑧に掲げるものを除く。）

については、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項についても、同様とする。

ア 長さ、幅及び高さ

イ 最低地上高

ウ 車両重量及び車両総重量

エ 車輪にかかる荷重

オ かし取り車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合

カ 最大安定傾斜角度

キ 最小回転半径

ク 接地部及び接地圧

② 装置に関する検査（その1）

次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、ア、イ及びケに掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ及びカからクまでに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

<u>ア かし取り車輪の整列状態</u>	<u>サイドスリップ・テスト</u>
<u>イ 制動装置の性能及び制動能力</u>	<u>ブレーキ・テスト</u>
<u>ウ 自動車が発する騒音の大きさ</u>	<u>音量計</u>
<u>エ 自動車から排出される一酸化炭素の濃度</u>	<u>一酸化炭素測定器</u>
<u>オ 自動車から排出される炭化水素の濃度</u>	<u>炭化水素測定器</u>
<u>カ 自動車から排出される黒煙の</u>	<u>黒煙測定器</u>

<u>汚染度</u>	
<u>キ 前照灯の明るさ及び主光軸の向き</u>	<u>前照灯試験機</u>
<u>ク 警音器の音の大きさ</u>	<u>音量計</u>
<u>ケ 速度計の指度の誤差</u>	<u>速度計試験機</u>
<u>コ 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</u>	<u>検査用スキャンツール</u>

③ 装置に関する検査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

ア 動力伝達装置

イ 走行装置

ウ 操縦装置

エ 制動装置

オ 緩衝装置

カ 燃料装置

キ 車枠及び車体

ク 連結装置

ケ 物品積載装置

コ 内圧容器及びその附属装置

④ 装置に関する検査（その3）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

ア 原動機

- イ 電気装置
- ウ 乗車装置
- エ 前面ガラスその他の窓ガラス
- オ 騒音防止装置
- カ ばい煙等の発散防止装置
- キ 灯火装置及び反射器
- ク 警報装置
- ケ 指示装置
- コ 視野を確保する装置
- サ 走行距離計その他の計器
- シ 防火装置
- ス 運行記録計
- セ 速度表示装置
- ソ 自動運行装置

⑤ 乗車定員又は最大積載量の算定

次に掲げる構造に関する事項及び装置についての検査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。

ア 構造に関する事項

①のイからカまで及びクに掲げる事項

イ 装置

③のアからオまで及びキからケまでに掲げる装置並びに④のア及びウに掲げる装置

⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある自動車の検査

型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、②（多仕様自動車にあつては、②アからケまでに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、③（多

仕様自動車は③ケを除く。)、④オ及びカの検査を書面審査に代えることができる。

ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査に代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。

ア 型式指定自動車

(ア) 完成検査終了証(検査当日において発行後9か月を経過しないものに限る。)があること

(イ) 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと(諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。)

(ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること(被牽引自動車を除く。)

イ 多仕様自動車

(ア) 出荷検査証(検査当日において発行日から起算して11か月を経過しないものに限る。)があること

(イ) 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち「16 かじ取り装置」、「21 制動装置(貨物)」、「22 制動装置(乗用)」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと

(ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること(被牽引自動車を除く。)

⑦ 自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出(法第94条の5第9項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合(継続検査に係る場合を除く。)を含む。以下この号において同じ。)がある自動車の検査

自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証

(削除)※2-7-3 に移動

の提出がある自動車については、当該自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証(法第94条の5第2項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。)を審査することにより検査するものとする。

⑧ 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査

限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定保安基準適合証及び限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。

(2) 継続検査

① 構造に関する検査(その1)

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認等により検査するものとする。

この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」(平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号)及び「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」の細部取扱いについて(平成7年11月16日付け自技第235号)を踏まえて検査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

ア 長さ、幅及び高さ

イ 車両重量及び車両総重量

ウ 乗車定員

エ 用途及び車体の形状

② 構造に関する検査(その2)

次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査する

<p>(削除)</p> <p>(2) 第4章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p>ア <u>最低地上高</u></p> <p>イ <u>最大安定傾斜角度</u></p> <p>ウ <u>最小回転半径</u></p> <p>③ <u>装置に関する検査</u></p> <p>(1) <u>新規検査及び予備検査に係る実施の方法に準じて検査するものとする。</u></p> <p>④ <u>保安基準適合証の提出(法第94条の5第9項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合(継続検査に係る場合に限る。))を含む。以下この号において同じ。)がある自動車の検査</u></p> <p><u>保安基準適合証の提出がある自動車については、当該保安基準適合証(法第94条の5第2項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。)を審査することにより検査するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査</u></p> <p><u>限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定保安基準適合証及び限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。</u></p> <p>(3) <u>臨時検査及び構造等変更検査</u></p> <p>① <u>道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、(1)新規検査及び予備検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。</u></p> <p>② <u>前号の検査のほか、(2)継続検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。</u></p> <p>(4) 第4章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36</p>
--	--

条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)

① 指定自動車等 (⑤の自動車を除く。)

ア 新規検査又は予備検査(自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下、2-7において「新規検査等」という。)に係る審査を行う場合には、2-12 及び 2-13の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、2-12 及び 2-13の規定によるものとする。

② 試作車又は組立車 (⑤の自動車を除く。)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-12、2-13 及び 2-15の規定によるものとする。

イ (略)

③ 並行輸入自動車(使用の過程にある⑤の自動車を除く。)

ア (略)

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、2-12の規定によるものとする。

④ 保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車(⑤の自動車を除く。)

条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(令和2年国土交通省告示第1331号)関係)

① 指定自動車等 (④の自動車を除く。)

ア 新規検査又は予備検査(自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下、2-7において「新規検査等」という。)に係る審査を行う場合には、2-12、2-13 及び 2-15の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、2-12 及び 2-15の規定によるものとする。

② 試作車又は組立車 (④の自動車を除く。)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-12 及び 2-15の規定によるものとする。

イ (略)

③ 並行輸入自動車(使用の過程にある④の自動車を除く。)

ア (略)

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、2-12 及び 2-15の規定によるものとする。

(新設)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-12 及び 2-13 の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、2-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

⑤ 使用の過程にある自動車又は自動車予備検査証の交付を受けた自動車（審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」3.2. に該当する自動車に限る。）

ア 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、2-12 及び 2-13 の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、2-12 及び 2-13 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

(3)～(4) (略)

(5) テスタ等により検査を行う項目について、器具に故障等が生じた場合、当該事務所等において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて検査するものとする。

(6) (略)

(削除)※2-7-4(1)に移動

④ 使用の過程にある自動車又は自動車予備検査証の交付を受けた自動車（審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」3.2. に該当する自動車に限る。）であって、新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、2-12、2-13 及び 2-15 の規定によるものとする。

(新設)

(新設)

(5)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(8) OBD 検査の実施については、次の①から⑥までの手順による方法

(削除)※2-7-4(2)に移動

により実施するものとする。

なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。

① 自動車検査証等、自動車検査証返納証明書及び登録識別情報等通知書の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。

② ①の照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態で、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。

③ 原動機を始動する。(電気自動車又はハイブリッド自動車にあつてはパワースイッチを操作し走行可能状態 (READY の状態) にする。)

④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。

なお、照会中は原動機を停止せず、アイドリング状態 (電気自動車又はハイブリッド自動車にあつては走行可能状態 (READY の状態)) を維持する。

⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照合した検査結果の応答を待ち、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。

⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態でデータリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

(9) OBD 検査用サーバに接続できない場合の特例措置

① OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右

欄に掲げる期間に限り、(8)の方法に代えて、OBD 検査対象装置の異常を示すテール表示の確認方法でもよい。

事象	適用する期間
<u>ア OBD 検査用サーバの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象 (OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。)</u>	<u>・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで</u>
<u>イ 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象 (当該事象が発生している又は発生した地域に限る。)</u>	<u>・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで</u>
<u>ウ OBD 検査用サーバのアップデートなどにより OBD 検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象 (OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。)</u>	<u>次のいずれかとする。</u> <u>・自動車機構が OBD 検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで</u> <u>・自動車機構が OBD 検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで</u>

② 次に掲げる事象は①に該当しないものとする。

ア 保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象

2-7-2 新規検査、予備検査又は構造等変更検査

(1) 自動車の種別、自動車の用途及び車体の形状の判定

① 自動車の種別は、自動車の構造及び原動機並びに自動車の長さ、幅及び高さが施行規則で定める「軽自動車」に該当するか判定する。

なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該装置等を取付け、又は取替えた状態のうち、長さ、幅及び高さが最大となる場合とする。

② 自動車の用途の分類は、用途区分通達により区分し判定するものとする。

なお、次の各号に掲げる自動車は、公安委員会の発行する緊急自動車に係る指定書を確認し、保安基準第1条第1項第13号に規定する緊急自動車の公共用応急作業自動車として取扱うものとする。

ア 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車

イ 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和34年自動車第165号）による移動無線自動車

ウ 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和35年自動車第523号）による水防用自動車

エ 「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」（昭和40年鉄総第413号の3）により指定を受けた自動車

オ 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動

イ 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象

(新設)

(新設)

※3-3-6(2)から移動

(2) 用途の定義は用途区分通達による区分による。

なお、次の各号に掲げる自動車は、公安委員会の発行する緊急自動車に係る指定書を確認し、保安基準第1条第1項第13号に規定する緊急自動車の公共用応急作業自動車として取扱うものとする。

① 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車

② 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和34年自動車第165号）による移動無線自動車

③ 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和35年自動車第523号）による水防用自動車

④ 「鉄道事業又は軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」（昭和40年鉄総第413号の3）により指定を受けた自動車

⑤ 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動

車の取扱いについて」(昭和48年3月22日付け自車第188号)における応急作業に使用する自動車

③ 車体の形状は、次表左欄の自動車の分類に応じた同表右欄のいずれかのうちから判定するものとする。

自動車の分類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「脱着装置付コンテナ専用車」 「トラクタ」
	「フルトレーラ」「セミトレーラ」「バンフルトレーラ」「バンセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」
特種用途自動車	【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】 「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」 「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」
	【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】 「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」 「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」 「理容・美容車」
	【用途区分通達 4-1-3(1) 特種な物品を運搬す

動車の取扱いについて」(昭和48年3月22日付け自車第188号)における応急作業に使用する自動車

(新設)

※3-3-8 から移動

自動車の分類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「脱着装置付コンテナ専用車」 「トラクタ」
	「フルトレーラ」「セミトレーラ」「バンフルトレーラ」「バンセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」
特種用途自動車	【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】 「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」 「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」
	【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】 「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」 「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」 「理容・美容車」
	【用途区分通達 4-1-3(1) 特種な物品を運搬す

		<p>るための特種な物品積載設備を有する自動車】 「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「ア スファルト運搬車」 「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚 運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」 「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレー ラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車 (トラクタ)」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」</p>			<p>るための特種な物品積載設備を有する自動車】 「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「ア スファルト運搬車」 「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚 運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」 「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレー ラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車 (トラクタ)」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」</p>
		<p>【用途区分通達 4-1-3(2) 患者、車いす利用者 等を輸送するための特種な乗車設備を有する自 動車】 「患者輸送車」「車いす移動車」</p>			<p>【用途区分通達 4-1-3(2) 患者、車いす利用者 等を輸送するための特種な乗車設備を有する自 動車】 「患者輸送車」「車いす移動車」</p>
		<p>【用途区分通達 4-1-3(3) 特種な作業を行うた めの特種な設備を有する自動車】 「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」 「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「ク レーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コ ンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」 「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用 台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工 業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室 車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」 「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」</p>			<p>【用途区分通達 4-1-3(3) 特種な作業を行うた めの特種な設備を有する自動車】 「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」 「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「ク レーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コ ンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」 「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用 台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工 業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室 車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」 「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」</p>
		<p>【用途区分通達 4-1-3(4) キャンプ又は宣伝活 動を行うための特種な設備を有する自動車】</p>			<p>【用途区分通達 4-1-3(4) キャンプ又は宣伝活 動を行うための特種な設備を有する自動車】</p>
<p>注1. 乗用自動車又は貨物自動車で三輪のものにあっては、「三輪」で ある旨を付記すること。(例三輪○○)</p>				<p>注1. 乗用自動車又は貨物自動車で三輪のものにあっては、「三輪」で ある旨を付記すること。(例三輪○○)</p>	

2. 特種用途自動車でフルトレーラ又はセミトレーラにあっては、その旨(例〇〇フルトレーラ、〇〇セミトレーラ)を付記すること。

(2) 構造に関する検査

① 次に掲げる事項について、画像取得装置、巻尺、重量計、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。

ただし、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

また、発行後9か月を経過した完成検査終了証(完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。)、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示がある自動車(⑨)に掲げるものを除く。)については、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項についても、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができるものとする。

ア～ク(略)

② 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合には、①ア又はウに掲げる事項について、「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて(依命通達)」(令和7年12月12日付け国自整第181号)を踏まえて検査するものとする。

2. 特種用途自動車でフルトレーラ又はセミトレーラにあっては、その旨(例〇〇フルトレーラ、〇〇セミトレーラ)を付記すること。

※2-7(1)①から移動

① 構造に関する検査

次に掲げる事項について、画像取得装置、巻尺、重量計、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。

この場合において、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

ただし、発行後9か月を経過した完成検査終了証(完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。)、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示がある自動車(⑧)に掲げるものを除く。)については、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項についても、同様とする。

ア～ク(略)

(新設)

※2-7(1)②から移動

③ 装置に関する検査（その1）

次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、①、②及び⑨に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、③及び⑥から⑧までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等によりそれぞれ検査することができる。

検査事項	器具
<u>①</u> ～ <u>⑩</u> (略)	(略)

④ 装置に関する検査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用い、また、必要に応じ手指で揺する等して検査するものとする。

この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

①～⑩(略)

⑤ 装置に関する検査（その3）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

①～⑮(略)

⑥ 乗車定員又は最大積載量の算定

次に掲げる構造に関する事項及び装置についての検査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。

① 構造に関する事項

②①のイからカまで及びクに掲げる事項

② 装置に関する検査（その1）

次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、ア、イ及びケに掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ及びカからクまでに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

(新設)	(新設)
<u>ア</u> ～ <u>コ</u> (略)	(略)

③ 装置に関する検査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。

この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

ア～コ(略)

④ 装置に関する検査（その3）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

ア～ソ

⑤ 乗車定員又は最大積載量の算定

次に掲げる構造に関する事項及び装置についての検査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。

ア 構造に関する事項

①のイからカまで及びクに掲げる事項

② 装置

(4)の①から⑤まで及び⑦から⑨までに掲げる装置並びに(5)の①及び③に掲げる装置

- (7) 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある自動車の検査
型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、(3)（多仕様自動車にあつては、(3)①から⑨までに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、(4)（多仕様自動車は(4)⑨を除く。）、(5)⑤及び⑥の検査を書面審査に代えることができる。

ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査に代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。

① 型式指定自動車

ア～ウ

② 多仕様自動車

ア～ウ

- (8) 自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出（法第94条の5第9項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合を除く。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査

（略）

- (9) 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査

（略）

2-7-3 継続検査

イ 装置

③のアからオまで及びキからケまでに掲げる装置並びに④のア及びウに掲げる装置

- ⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある自動車の検査
型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、②（多仕様自動車にあつては、②アからケまでに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、③（多仕様自動車は③ケを除く。）、④オ及びカの検査を書面審査に代えることができる。

ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査に代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。

ア 型式指定自動車

(ア)～(ウ)

イ 多仕様自動車

(ア)～(ウ)

- ⑦ 自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出（法第94条の5第9項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合を除く。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査

（略）

- ⑧ 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査

（略）

(新設)※2-7(2)から移動

(2) 継続検査

(1) 構造に関する検査（その1）

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認等により検査するものとする。

この場合において、①又は②については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号）及び「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成7年11月16日付け自技第235号）を踏まえて検査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

①～④（略）

(2) 構造に関する検査（その2）

次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

①～③（略）

(3) 装置に関する検査

2-7-2(3)から(5)までの規定に準じて検査するものとする。

(4) 保安基準適合証の提出（法第94条の5第9項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合に限る。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査
（略）

(5) 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査
（略）

2-7-4 OBD 検査の実施方法

① 構造に関する検査（その1）

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認等により検査するものとする。

この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号）及び「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成7年11月16日付け自技第235号）を踏まえて検査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

ア～エ（略）

② 構造に関する検査（その2）

次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

ア～ウ（略）

③ 装置に関する検査

(1)新規検査及び予備検査に係る実施の方法に準じて検査するものとする。

(4) 保安基準適合証の提出（法第94条の5第9項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合に限る。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査
（略）

(5) 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査
（略）

(新設)※2-7(8)(9)から移動

(1) OBD 検査の実施については、次の①から⑥までの手順による方法により実施するものとする。

なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。

①～⑥ (略)

(2) OBD 検査用サーバに接続できない場合の特例措置

① OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、(1)の方法に代えて、OBD 検査対象装置の異常を示すテール表示の確認方法でもよい。

表 (略)

② (略)

2-8 検査状況の電磁的な記録

2-8-1 (略)

(1)～(2) (略)

2-8-2 画像の取得及び保存

(1) (略)

(2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

①～② (略)

③ 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の当該認定において指定された基準に係る部分

④ (略)

(3)～(5) (略)

(8) OBD 検査の実施については、次の①から⑥までの手順による方法により実施するものとする。

なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。

①～⑥ (略)

(9) OBD 検査用サーバに接続できない場合の特例措置

① OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、(8)の方法に代えて、OBD 検査対象装置の異常を示すテール表示の確認方法でもよい。

表 (略)

② (略)

2-8 検査状況の電磁的な記録

2-8-1 (略)

(1)～(2) (略)

2-8-2 画像の取得及び保存

(1) (略)

(2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

①～② (略)

(新設)

③ (略)

(3)～(5) (略)

2-9 受検車両と書面の同一性確認

- (1) 持込検査にあたっては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって持込検査の受付があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、審査済みの審査事務規程別添 2 「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び軽自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

また、輸入自動車特別取扱自動車であって、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。

- ① 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合

ア～イ（略）

2-9 受検車両と書面の同一性確認

- (1) 持込検査にあたっては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって持込検査の受付があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等又は審査済みの審査事務規程別添 2 「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び軽自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

また、輸入自動車特別取扱自動車であって、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。

- ① 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合

ア～イ（略）

ウ 試作車又は組立車

試作車・組立車等審査結果通知書等及び軽自動車検査票

この場合において、試作車・組立車等審査結果通知書は、写しをもって代えることができる。

エ 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車

道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書（写しをもって代えることができる。）又は譲渡証明書及び軽自動車検査票

②～④(略)

(2)～(3)(略)

(4) 並行輸入自動車、試作車、組立車又は保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車であって車台番号が特定されていないものについては、(1)から(3)までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。

2-10～2-11 (略)

2-12 検査における書面の提出又は提示等

2-12-1(略)

2-12-2 検査に必要な書面

(1) (略)

(2) 完成検査終了証

① (略)

② ①の場合において、法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 3 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提

ウ 試作車又は組立車

改造自動車等審査結果通知書等及び軽自動車検査票

この場合において、改造自動車等審査結果通知書は、写しをもって代えることができる。

(新設)

②～④(略)

(2)～(3)(略)

(4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1)から(3)までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。

2-10～2-11 (略)

2-12 検査における書面の提出又は提示等

2-12-1(略)

2-12-2 検査に必要な書面

(1) (略)

(2) 完成検査終了証

① (略)

② ①の場合において、法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提

出に代えるときは、完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面により確認するものとする。

(3)～(5) (略)

(6) 試作車・組立車等審査結果通知書

① 試作車及び組立車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）、試作車又は組立車を改造した自動車の構造等変更検査並びに自動車検査証の記録事項の変更（以下(6)において「新規検査等」という。）は、試作車・組立車等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から試作車・組立車等審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。

② 提示された自動車と試作車・組立車等審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、試作車・組立車等審査結果通知書等を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、試作車・組立車等審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

③ 提示された自動車と、試作車・組立車等審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」9.(4)に定める範囲内とする。

この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ、「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。

出に代えるときは、完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面により確認するものとする。

(3)～(5) (略)

(6) 試作車又は組立車の審査結果通知書

① 試作車及び組立車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下(6)において「新規検査等」という。）は、改造自動車等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車等審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。

② 提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、改造自動車等審査結果通知書等を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、改造自動車等審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

③ 提示された自動車と、改造自動車等審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」別表第4に定める範囲内とする。

この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ、「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。

ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車・組立車等審査結果通知書等に記載されている内容（装置の概要欄に記載されている項目）に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量（試作車・組立車等審査結果通知書の最大積載量を超えない範囲に限る。）並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

- ④ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない自動車の新規検査等の申請があつた場合又は提示された自動車と試作車・組立車等審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(7)～(10) (略)

(11) 自動車部品の由来の確認資料

受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め検査するものとする。

(12) 道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書

保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の検査は、提示された自動車と道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書、諸元表及びその他必要となる資料（以下(11)において「認定書等」という。）を参考とし 2-29 の規定に

ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、改造自動車等審査結果通知書等に記載されている内容（装置の概要欄に記載されている項目）に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量（改造自動車等審査結果通知書の最大積載量を超えない範囲に限る。）並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

- ④ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない自動車の新規検査等の申請があつた場合又は提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(7)～(10) (略)

(新設)

(新設)

より検査するものとする。この場合において、認定書等は写しをもって代えることができる。

なお、認定書等の記載内容に疑義が生じた場合には、本部検査部検査企画課に当該認定書等で検査を実施してよいかどうかを確認すること。

2-13 新規検査等の書面審査

2-13-1 審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」の準用

- (1) (略)
- (2) 事前書面審査
 - ①～⑤(略)

(削除)

2-13-2 審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等書面審査要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
4.1. 表中 <u>以下同じ</u>	試作車・組立車審査結果通知書等	<u>試作車・組立車等審査結果通知書等</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

2-13 新規検査等の書面審査

2-13-1 審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」の準用

- (1) (略)
- (2) 事前書面審査
 - ①～⑤(略)

⑥ ②の規定による新規検査等届出書等を提出される事務所等と 2-15-1 (2) の規定による改造自動車等届出書等を提出される事務所等が同一であり、審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、①から⑤までによるほか、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」別表第 3 により審査を実施するものとする。

2-13-2 審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等書面審査要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
4.1. 表中 <u>別紙 (別添 2 関係)</u> <u>3. (2)</u> <u>23.</u>	試作車・組立車審査結果通知書等	<u>改造自動車等審査結果通知書等 (試作車又は組立車に限る。)</u>
4.1. 表中 <u>以下同じ</u>	<u>改造自動車審査結果通知書等</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8. 1. (1)	的確で厳正かつ公正な審査	公正かつ確実な検査	8. 1.	的確で厳正かつ公正な審査	公正かつ確実な検査
8. 1. (2)	<u>事務所等の名称と「改」を組み合わせた記号及び一連番号(4桁)とする。</u> (例) 関東検査部の場合 <u>関東改第 0001 号</u>	<u>和暦番号と「軽検」を組み合わせた記号、事務所等の名称と「改」を組み合わせた記号及び一連番号とする。</u> (例) 令和 8 年及び東京主管事務所の場合 <u>8 軽検東京改第 123 号</u>	(新設)	(新設)	(新設)
8. 2.	<u>8. 1. により事務所長等(代表届出の場合にあつては地方検査部又は沖縄事務所の長)の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとす。</u>	<u>8. 1. により事務所長等(代表届出の場合にあつては主管事務所又は沖縄事務所の長)の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとす。</u> <u>なお、3. 2. (5)に規定する改造自動車にあつては改造自動車等受付台帳に決裁年月日等の記録を行うものとする。</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別紙(別添2 関係) 1. (9) ③	<u>試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。</u> <u>なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記する</u>	<u>試作車・組立車等審査結果通知書等を用いる試作車又は組立車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。</u>	別紙(別添2 関係) 1. (9) ⑤	<u>試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。</u> <u>なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記する</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等を用いる試作車又は組立車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。</u>

	ことによい。 (記載例)・試作車として○ ○運輸局に届出中。(○月○ 日届出)	
(略)	(略)	(略)
別紙(別添2 関係) 3.(1)	自動車検査証の情報を車検 証閲覧アプリで出力した自 動車検査証記録事項、自動車 検査証(令和4年以前に交付 されたものに限る。)	自動車検査証記録事項、自 動車検査証
(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

2-14 並行輸入自動車

2-14-1(略)

2-14-2 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句
は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車審査要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)

	ことによい。 (記載例)・試作車として○ ○運輸局に届出中。(○月○ 日届出)	
(略)	(略)	(略)
別紙(別添2 関係) 3.(1)	<u>試作車・組立車審査結果通知 書等、自動車製作者による証 明書、</u> 自動車検査証の情報を 車検証閲覧アプリで出力し た自動車検査証記録事項、自 動車検査証(令和4年以前に 交付されたものに限る。)	<u>自動車製作者による証明 書、</u> 自動車検査証記録事項、 自動車検査証
(略)	(略)	(略)
<u>別紙(別添2 関係) 20.</u>	<u>試作車・組立車審査結果通知 書等</u>	<u>改造自動車等審査結果通知 書等</u>
<u>別紙(別添2 関係) 25.(2)</u>	<u>別添4「改造自動車審査要領」 の別表第2</u>	<u>規程別表</u>
(略)	(略)	(略)
<u>第14号様式 (その2)(別添2 関係)</u>	<u>改造自動車審査結果通知書</u>	<u>改造自動車等審査結果通知 書</u>

2-14 並行輸入自動車

2-14-1(略)

2-14-2 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句
は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車審査要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)

6. 2. 10.	<u>本則 4-7-1-1(1)③</u>	<u>規程 2-7-2(1)③</u>
(略)	(略)	(略)

2-15 試作車及び組立車等

2-15-1 試作車及び組立車等の事前書面審査及び検査

- (1) 試作車及び組立車等の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の記録事項の変更（以下 2-15 において「新規検査等」という。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。
また、試作車及び組立車等の届出にあつては、「改造自動車等の取扱い」を準用するものとする。
- (2) 試作車及び組立車等の新規検査等の申請を行おうとする者（以下 2-15 において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立ち、「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式 9 の試作車・組立車等届出書（以下「届出書」という。）、様式 10 の概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下 2-15 において「届出書等」という。））を別表に掲げる届出先の区分により、最寄りの事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (3) 届出者から、提出した(2)の届出書等を取下げ旨の申告があつた場合には、様式 11 の取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (4) 試作車及び組立車等の検査は、試作車・組立車等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から試作車・組立車等審査結果通知書の原本又はその写し、外観図及び装置の詳細図等の提示及び審査事務規程別添 2「新規検査等書面審査要領」4.1 に規定する書面の提出があつたものに限り検査を行うものとする。

6. 2. 10.	<u>本則 5-3-8</u>	<u>規程 3-3-8</u>
(略)	(略)	(略)

2-15 改造自動車等

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

- (1) 改造自動車等の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の記録事項の変更（以下 2-15 において「新規検査等」という。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。
また、試作車又は組立車の届出にあつては、「改造自動車等の取扱い」を準用するものとする。
- (2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者（以下 2-15 において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」及び「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式 9 の改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、様式 10 の改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下 2-15 において「届出書等」という。））を別表に掲げる届出先の区分により、最寄りの事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (3) 届出者から、提出した(2)の届出書等を取下げ旨の申告があつた場合には、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」の第 6 号様式にかかわらず、様式 11 の取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (4) 改造自動車等の検査は、改造自動車等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車等審査結果通知書の原本（試作車又は組立車にあつては、原本又はその写しとする。）、外観図及び改造部分詳細図等の提示があつたものに限り検査を行うものとする。

(5) 試作車及び組立車等の検査にあたって、書面審査が新規検査等の前日までに終了していない試作車及び組立車等の新規検査等の申請があった場合又は試作車・組立車等審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(削除)

(削除)

(5) 改造自動車等の検査にあたって、書面審査が新規検査等の前日までに終了していない改造自動車等の新規検査等の申請があった場合又は改造自動車等審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(6) 改造自動車に係る審査を 2-13-1(2)⑥により実施する場合にあっては、(1)から(5)までの規定にかかわらず、2-13-1(2)により取扱うものとする。

2-15-2 審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

<u>改造自動車審査要領</u>	<u>中欄</u>	<u>右欄</u>
<u>1.</u>	<u>に係る審査を行うにあたり</u>	<u>を行うにあたり</u>
<u>2.</u>	<u>改造自動車届出書</u>	<u>改造自動車等届出書</u>
<u>以下同じ</u>		
<u>3. (2)①</u>	<u>本則 4-14(2)</u>	<u>規程 2-14-1(2)</u>
<u>4. 1.</u>	<u>本則 4-15(2)</u>	<u>規程 2-15-1(2)</u>
<u>4. 2. (1)</u>		
<u>4. 1.</u>	<u>別表第2</u>	<u>規程別表</u>
<u>4. 2. (1)①</u>	<u>地方検査部又は沖縄事務所</u>	<u>主管事務所長又は沖縄事務所長</u>
<u>以下同じ</u>		
<u>4. 2. (1)②</u>	<u>地方検査部又は地方事務所</u>	<u>主管事務所長、事務所長又は支所長</u>
<u>4. 2. (3)</u>	<u>事務所等</u>	<u>事務所又は支所</u>
<u>以下同じ</u>		

	<u>5.1.(2)</u>	<u>受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、改造自動車届出書（第1号様式（表面））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。</u>	<u>受理した届出書等については、様式12の改造自動車等受付台帳に定める必要事項を記載するものとし、改造自動車等届出書（第9号様式（表面））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。</u>
	<u>5.3.(1)</u>	<u>本則4-15(3)で規定する取下願出書は、第6号様式とする。</u>	<u>取下願出書は、規程2-15-1(3)で規定する様式11とする。</u>
	<u>5.3.(3)</u>	<u>別途定める方法により取下処理を行った旨</u>	<u>改造自動車等受付台帳の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）</u>
	<u>5.3.(3)</u> <u>8.3.</u>	<u>記録</u>	<u>記載</u>
	<u>8.1</u> <u>以下同じ</u>	<u>改造自動車審査結果通知書等</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>
	<u>8.2.</u> <u>以下同じ</u>	<u>現車審査</u>	<u>現車検査</u>
	<u>8.2.(1)⑥</u> <u>以下同じ</u>	<u>本則4-13</u>	<u>規程2-13</u>
	<u>8.2.(1)⑦</u>	<u>審査事務規程4-13</u>	<u>検査事務規程2-13</u>
	<u>8.2.(2)③</u>	<u>審査項目</u>	<u>検査項目</u>
	<u>8.3.</u>	<u>別途定める方法により</u>	<u>改造自動車等受付台帳に</u>
	<u>9.(1)</u>	<u>本則4-7</u>	<u>規程2-7</u>
	<u>別表第3.3.①</u>	<u>自動車検査証の情報を車検証閲覧アプリで出力した自動車検査証記録事項、自動車検査証</u>	<u>自動車検査証記録事項、自動車検査証</u>

2-15-2 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車等の取扱いについて	中欄	右欄
3. (1)	<u>改造自動車の施工者等は</u> 、事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に先立って最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長(以下「事務所長等」という。)に提出するものとする。	<u>3. (2) 以外の改造自動車の施工者等は</u> 、 <u>規程 2-13</u> の定めるところにより、 <u>新規検査等届出書及び添付資料</u> を検査に先立って事務所長等に提出するものとする。また、届出書等の提出は、原則として、事務所長等が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
3. (2)	試作車・組立車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び別表に定める添付資料を検査に先立って最寄りの運輸局長に提出するものとする。な	<u>試作車・組立車等届出書(以下「届出書」という。)</u> 、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び規程別表に定める添付資料を検査に先立って、同表に定める届出先区分

	<u>(令和 4 年以前に交付されたものに限る。)</u>	
<u>別表第 3 3. ⑧</u>	<u>60cm</u>	<u>40cm</u>
<u>第 5 号様式</u>	<u>独立行政法人自動車技術総合機構</u>	<u>軽自動車検査協会</u>

2-15-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車等の取扱いについて	中欄	右欄
3. (1)	事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に先立って最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長(以下「事務所長等」という。)に提出するものとする。	規程の定めるところにより、 <u>改造自動車等届出書(以下「届出書」という。)</u> 及び規程別表に定める添付資料を検査に先立って同表に定める最寄りの事務所長等に提出するものとする。また、届出書等の提出は、原則として、事務所長等が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
3. (2)	試作車・組立車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び別表に定める添付資料を検査に先立って最寄りの運輸局長に提出するものとする。な	<u>届出書</u> 、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び規程別表に定める添付資料を検査に先立って、同表に定める届出先区分により最寄りの事務所長等に提出するもの

	お、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。	により最寄りの事務所長等に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、同表に定める届出先区分により使用の本拠の位置を管轄する事務所長等に提出するものとする。		お、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。	とする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、同表に定める届出先区分により使用の本拠の位置を管轄する事務所長等に提出するものとする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5.	届出書、説明書及び添付資料は、記載内容に不備がないこと及び所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。 なお、提出のあつた届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があつた時点で届出を受理するものとする。	5.1. 受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがなく、かつ、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。 (2) 受理した届出書等については、様式 12 の改造自動車等受付台帳に必要事項を記載するものとし、 <u>試作車・組立車</u> 等届出書（第 9 号様式（ <u>その 1</u> ））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。 なお、改造自動車等受付台	5.	届出書、説明書及び添付資料は、記載内容に不備がないこと及び所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。 なお、提出のあつた届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があつた時点で届出を受理するものとする。	5.1. 受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがなく、かつ、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。 (2) 受理した届出書等については、様式 12 の改造自動車等受付台帳に必要事項を記載するものとし、 <u>改造自動車</u> 等届出書（第 9 号様式（ <u>表面</u> ））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。 なお、改造自動車等受付台

		<p>帳への記載をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</p> <p>5.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがあるもの又は不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3. (2) による郵送等により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。</p> <p>② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添</p>			<p>帳への記載をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</p> <p>5.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがあるもの又は不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3. (2) による郵送等により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。</p> <p>② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>えて、届出書等を返送することにより通知する。</p> <p>(2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。</p> <p>なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。</p> <p>5.3. 届出書等の取下げ</p> <p>(1) 取下願出書は、規程 2-15-1(3)に規定する様式11とする。</p> <p>(2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。</p> <p>(3) 受理した取下願出書については、受付印を押印する</p>			<p>えて、届出書等を返送することにより通知する。</p> <p>(2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。</p> <p>なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。</p> <p>5.3. 届出書等の取下げ</p> <p>(1) 取下願出書は、規程 2-15-1(3)に規定する様式11とする。</p> <p>(2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。</p> <p>(3) 受理した取下願出書については、受付印を押印する</p>
--	--	---	--	--	---

		とともに、様式 12 の改造自動車等受付台帳中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨 (例：○年○月○日取下げ) を記載するものとする。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

2-16～2-28(略)

2-29 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の検査

保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車については、次により検査するものとする。

		とともに、様式 12 の改造自動車等受付台帳中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨 (例：○年○月○日取下げ) を記載するものとする。
<u>6. (2)</u>	<u>試作車・組立車審査結果通知書 (提出のあった説明書を試作車・組立車審査結果通知書としたもの。以下「試作車等通知書」という。)</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>
<u>6. (2)</u>	<u>試作車等通知書</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>
<u>6. (3)</u>	<u>試作車・組立車改造審査結果通知書 (提出のあった説明書を試作車・組立車改造審査結果通知書としたもの。以下「改造通知書」という。)</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>
<u>6. (3)</u>	<u>改造通知書</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>
(略)	(略)	(略)
<u>7. (1)</u> <u>7. (2)</u>	<u>試作車等通知書又は改造通知書</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書</u>

2-16～2-28(略)

(新設)

(1) 適用される基準のうち保安基準第 58 条の 3 の規定による認定において指定されたものについては、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のない場合は、当該基準に適合しているものとみなす。

(2) (1)の基準以外の基準のうち、書面等その他適切な方法により検査する項目については、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、当該項目に係る基準に適合しているものとして取扱う。

(3) 次に掲げる事由に該当する場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

ただし、①及び②の事由について、当該事由に係る構造・装置が保安基準に適合すると認められる場合にあってはこの限りでない。

① (1)により確認した結果、同一と認められないとき

② 保安基準第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき付された条件（自動車の構造等に係るものに限る。）を満たしていないとき

③ 型式又は車体の形状が道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書に記載されたものと異なるとき

(4) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合の最大積載量の算定にあたっては、道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領別表第 1 の車両諸元要目表に記載された最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

第 3 章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載

3-1～3-2(略)

3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

3-3-1～3-3-3(略)

第 3 章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載

3-1～3-2(略)

3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

3-3-1～3-3-3(略)

3-3-4 車名及び型式欄

軽自動車検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

- ① 多仕様自動車、製造過程自動車及び新型届出自動車にあつては、諸元表に記載された車名及び型式
- ② 試作車にあつては、当該自動車製作者の定める車名及び型式 ただし、車名又は型式を定めていないときは、該当欄に「試作」
- ③ 組立車にあつては「組立」
- ④ 改造自動車 (②、③、⑥及び⑧ただし書の自動車を除く。) にあつては、改造前の車名及び改造後の型式 (改造前の型式に「改」と付記したものとする。)
- ⑤ 輸入自動車特別取扱自動車にあつては、当該自動車の輸入自動車特別取扱届出済書に記載された車名及び型式
- ⑥ 並行輸入自動車にあつては、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.3. 及び 6.2.4. により判定した車名及び型式
- ⑦ 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車にあつては、当該自動車に係る道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書に記載された車名及び型式
- ⑧ ①から⑦まで以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式 ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

3-3-5(略)

3-3-6 用途欄

軽自動車検査票 2 の用途欄は、2-7-2(1)②により判定した区分に応じ 次のいずれかを「○」で囲むことにより記載し、自動車検査証等に記録

3-3-4 車名及び型式欄

軽自動車検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

- ① 多仕様自動車、製造過程自動車及び新型届出自動車にあつては、諸元表に記載された車名及び型式
- ② 試作車にあつては、当該自動車製作者の定める車名及び型式 ただし、車名又は型式を定めていないときは、該当欄に「試作」
- ③ 組立車にあつては「組立」
- ④ 審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲の改造を行った自動車 (②、③、⑥及び⑦ただし書の自動車を除く。) にあつては、改造前の車名及び改造後の型式 (改造前の型式に「改」と付記したものとする。)
- ⑤ 輸入自動車特別取扱自動車にあつては、当該自動車の輸入自動車特別取扱届出済書に記載された車名及び型式
- ⑥ 並行輸入自動車にあつては、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.3. 及び 6.2.4. により判定した車名及び型式 (新設)
- ⑦ ①から⑤まで以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式 ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

3-3-5(略)

3-3-6 用途欄

(1) 軽自動車検査票 2 の用途欄は、(2)の区分により 次のいずれかを「○」で囲むことにより記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

するものとする。

①～④(略)

(削除)※2-7-2(1)②に移動

3-3-7(略)

3-3-8 車体の形状欄

軽自動車検査票 2 の車体の形状欄は、2-7-2(1)③により判定した形状を記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

(削除)※2-7-2(1)③に移動

①～④(略)

(2) 用途の定義は用途区分通達による区分による。なお、次の各号に掲げる自動車は、公安委員会の発行する緊急自動車に係る指定書を確認し、保安基準第 1 条第 1 項第 13 号に規定する緊急自動車の公共用応急作業自動車として取扱うものとする。

① 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車

② 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和 34 年自車第 165 号)による移動無線自動車

③ 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和 35 年自車第 523 号)による水防用自動車

④ 「鉄道事業又は軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」(昭和 40 年鉄総第 413 号の 3)により指定を受けた自動車

⑤ 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」(昭和 48 年 3 月 22 日付け自車第 188 号)における応急作業に使用する自動車

3-3-7(略)

3-3-8 車体の形状欄

軽自動車検査票 2 の車体の形状欄は、下表のいずれかを記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

自動車の分類	車体の形状
乗用自動車	<u>「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」</u>
貨物自動車	<u>「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「脱着装置付コンテナ専用車」</u>

		<p><u>「トラクタ」</u></p> <p><u>「フルトレーラ」「セミトレーラ」「バンフルトレーラ」「バンセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」</u></p>
	<p>特種用途自動車</p>	<p><u>【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】</u></p> <p><u>「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」</u></p> <p><u>【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】</u></p> <p><u>「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」</u></p> <p><u>【用途区分通達 4-1-3(1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車】</u></p> <p><u>「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」</u></p> <p><u>「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」</u></p> <p><u>【用途区分通達 4-1-3(2) 患者、車いす利用者</u></p>

等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車】

「患者輸送車」「車いす移動車」

【用途区分通達 4-1-3(3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車】

「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」

「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「ク

レーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コ

ンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」

「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用

台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工

業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室

車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」

「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」

【用途区分通達 4-1-3(4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車】

3-3-9～3-3-14(略)

3-3-15 備考欄

- (1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票2の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(2)において同じ。)また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄につい

3-3-9～3-3-14(略)

3-3-15 備考欄

- (1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票2の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(2)において同じ。)また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄につい

ては、記録例により記載するものとする。				ては、記録例により記載するものとする。			
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 改造自動車	改造された装置名 <u>改造自動車審査番号</u> <u>改造自動車審査終了年月日</u>	改造内容操縦装置 <u>8 軽検東京改第 123 号</u> <u>令和 8 年 1 月 6 日</u>	改造内容 操縦装置	10. 改造自動車	改造された装置名 <u>改造通知書番号</u> <u>(改造審査番号)</u> <u>改造通知年月日</u> <u>(改造審査年月日)</u>	改造内容操縦装置 <u>26 軽検技改第 123 号</u> <u>平成 26 年 1 月 6 日</u>	改造内容 操縦装置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 (15-1. に掲げる自動車 <u>及び保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車であって、騒</u>	(略)	(略)	(略)	15. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 (15-1. に掲げる自動車を除く。)	(略)	(略)	(略)

<u>音規制に適合している</u> <u>とみなした</u> <u>ものを除く。</u>							
15-1. 平成 28 年騒音規制 適合自動車 及びそれ以 降に規制強 化がなされ た騒音規制 適合自動車 <u>(保安基準</u> <u>第 58 条の 3</u> <u>第 1 項の規</u> <u>定に基づく</u> <u>認定を受け</u> <u>た自動車で</u> <u>あって、騒</u> <u>音規制に適</u> <u>合している</u> <u>とみなした</u> <u>ものを除</u> <u>く。)</u> ※1	(略)	(略)	(略)	15-1. 平成 28 年騒音規制 適合自動車 及びそれ以 降に規制強 化がなされ た騒音規制 適合自動車 ※1	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>32. <u>保安基準</u> <u>第 58 条の 3</u> <u>第 1 項の規</u> <u>定に基づく</u> <u>認定を受け</u> <u>た自動車</u></p>	<p><u>保安基準第 58 条の</u> <u>3 第 1 項の規定に基</u> <u>づく認定を受けた</u> <u>自動車である旨</u></p> <p><u>認定番号及び認定</u> <u>年月日</u></p> <p><u>適用する保安基準</u> <u>の判定年月日又は</u> <u>製作年月日</u></p> <p><u>原動機型式打刻位</u> <u>置</u></p>	<p><u>認定米国車</u></p> <p><u>認定番号</u> 2026- <u>TA0001-1</u> <u>令和 8 年</u> <u>4 月 1 日</u></p> <p><u>保安基準適用年月</u> <u>日又は製作年月日</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>原動機型式打刻位</u> <u>置 シリンダプロ</u> <u>ック上面左側前部</u></p>	<p><u>認定米国車</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>保安基準適用日</u> <u>令</u> <u>和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>原動機型式打刻位</u> <u>置シリンダプロ</u> <u>ック上面左側前部</u></p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<p>33. <u>保安基準</u> <u>第 58 条の 3</u> <u>第 1 項の規</u> <u>定に基づく</u> <u>認定が取り</u> <u>消された自</u> <u>動車</u></p>	<p><u>適用する保安基準</u> <u>の判定年月日又は</u> <u>製作年月日</u></p> <p><u>原動機型式打刻位</u> <u>置</u></p>	<p><u>保安基準適用年月</u> <u>日又は製作年月日</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>原動機型式打刻位</u> <u>置 シリンダプロ</u> <u>ック上面左側前部</u></p>	<p><u>保安基準適用日</u> <u>令</u> <u>和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>原動機型式打刻位</u> <u>置シリンダプロ</u> <u>ック上面左側前部</u></p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<p>※1(略)</p> <p>※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第 1 位四捨五入）までを騒音値とする。</p> <p>なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあつては、最大</p>				<p>※1(略)</p> <p>※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第 1 位四捨五入）までを騒音値とする。</p> <p>なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあつては、最大値</p>			

値とする。

自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

- ① (略)
- ② 指定自動車等以外の自動車
ア～オ(略)

カ 道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定
要領別表第 1 の車両諸元要目表

※3(略)

表(略)

※4(略)

表(略)

※5(略)

(2)～(6) (略)

3-3-16～3-3-17(略)

3-4 検査結果の通知

3-4-1～3-4-4(略)

3-4-5 検査中断

- (1) 検査途中において 2-1(4)若しくは(7)の措置を講じた場合又は 2-4(3)、2-6-3(3)⑤、2-7-1(6)、2-8-2(5)、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-12-2(8)①、2-13-1(1)③、2-13-1(2)⑤、2-14-1(5)、2-15-1(5)、2-19(2)、2-21-4、2-22(1) 及び 2-29(3)の規定に基づき、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を通告した場合には、その理由又は 2-1(1)若しくは(3)に該当する番号等のいずれかが記載された検査結果通知書にて受検者に通知するものとする。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票にて受検者に説明するものとする。

この場合において、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-15-1(5)及び2-22(1)

とする。

自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

- ① (略)
- ② 指定自動車等以外の自動車
ア～オ(略)

(新設)

※3(略)

表(略)

※4(略)

表(略)

※5(略)

(2)～(6) (略)

3-3-16～3-3-17(略)

3-4 検査結果の通知

3-4-1～3-4-4(略)

3-4-5 検査中断

- (1) 検査途中において 2-1(4)若しくは(7)の措置を講じた場合又は 2-6-3(3)⑤、2-7(7)、2-8-2(5)、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-12-2(8)①、2-13-1(1)③、2-13-1(2)⑤、2-14-1(5)、2-15-1(5)、2-19(2)、2-21-4 及び 2-22(1)の規定に基づき、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を通告した場合には、その理由又は 2-1(1)若しくは(3)に該当する番号等のいずれかが記載された検査結果通知書にて受検者に通知するものとする。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票にて受検者に説明するものとする。

この場合において、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-15-1(5)及び2-22(1)

の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。

①～③(略)

(2)～(3)(略)

3-4-6(略)

第4章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

4-1 適用

(1) 指定自動車等について新規検査又は予備検査（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第6章及び第9章の規定を準用して適用するものとする。

ただし、審査事務規程7-124の規定による最大積載量の算出にあたっては、その最大値を350kgとする。（次項及び第3項において同じ。）

また、審査事務規程7-6-1(3)②の規定による傾斜角度計算により算出する場合における前車輪を揚げたときの揚程については、「60cm以上」を「40cm以上」と、審査事務規程7-52-1(1)②の規定は「専ら砂利、土砂の運搬に用いる軽自動車の荷台（荷台が傾斜するものに限る。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1 m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が、1.3 t/m³未満のもの」と、それぞれ読み替えるものとする。（次項及び第3項において同じ。）

(2)～(5)(略)

第5章(略)

第6章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。

①～③(略)

(2)～(3)(略)

3-4-6(略)

第4章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

4-1 適用

(1) 指定自動車等について新規検査又は予備検査（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第6章及び第9章の規定を準用して適用するものとする。

ただし、審査事務規程7-124の規定による最大積載量の算出にあたっては、その最大値を350kgとする。（次項及び第3項において同じ。）

また、審査事務規程7-6-1(3)②の規定による傾斜角度計算により算出する場合における前車輪を揚げたときの揚程については、「60cm以上」を「40cm以上」と、審査事務規程7-52-1(1)②の規定は「専ら砂利、土砂の運搬に用いる軽自動車の荷台（荷台が傾斜するものに限る。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1 m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が、1.3 t/m³未満のもの」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)～(5)(略)

第5章(略)

第6章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

6-1～6-8(略)

6-9 新規検査

6-9-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車

①～⑭(略)

⑮ その他の書面（次の左欄に該当する自動車にあつては、それぞれ右欄に示す書面。以下同じ。）

自動車の別	書 面
(略)	(略)
2-15 の規定による <u>試作車及び組立車等</u> であらかじめ書面審査を受けた自動車	<u>試作車・組立車等審査結果通知書、試作車及び組立車等の審査に係る添付資料</u>
輸入車特別取扱自動車	<u>1. 輸入自動車特別取扱届出済書</u> <u>2. 車両諸元要目表 (写し)</u> <u>3. 外観図 (写し)</u> <u>4. 構造・装置の概要説明書 (写し)</u> <u>※同一申請の自動車について2台以上の新規検査等の申請があつたときは、2台目以降の自動車に係る上記 2. から 4. までの書面を返付することができる。</u>
(略)	(略)
<u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車</u>	<u>1. 道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書 (写し)</u> <u>2. 車両諸元要目表 (写し)</u> <u>3. 外観図又は外観写真 (写し)</u>

6-1～6-8(略)

6-9 新規検査

6-9-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車

①～⑭(略)

⑮ その他の書面（次の左欄に該当する自動車にあつては、それぞれ右欄に示す書面。以下同じ。）

自動車の別	書 面
(略)	(略)
2-15 の規定による <u>改造自動車</u> であらかじめ書面審査を受けた自動車	<u>改造自動車等審査結果通知書及び改造等審査に係る添付資料</u>
輸入車特別取扱自動車	輸入自動車特別取扱届出済書
(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<p><u>4. 構造・装置の概要説明書（写し）</u></p> <p><u>5. 車台番号及び原動機型式の打刻届出書（写し）</u></p> <p><u>※該当する場合に限る。</u></p> <p><u>※同一申請の自動車について2台以上の新規検査等の申請があったときは、2台目以降の自動車に係る添付書面を返付することができる。</u></p>		
(2) (略)	6-9-2～6-9-3(略)	(2) (略)	6-9-2～6-9-3(略)
6-10～6-24(略)	6-25 光ディスクによる申請	6-10～6-24(略)	6-25 光ディスクによる申請
<p>様式省令第7条第2項及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示に基づき、OCR（光学的文字読取装置をいう。）に代えて光ディスクによる申請の場合の受理にあたっては、それぞれ次に示す書面の記載内容を確認するものとする。</p>	<p>様式省令第7条第2項及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示に基づき、OCR（光学的文字読取装置をいう。）に代えて光ディスクによる申請の場合の受理にあたっては、それぞれ次に示す書面の記載内容を確認するものとする。</p>		
6-25-1 必要な書面	<p>6-8-2に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる光ディスクの記録内容及び書面の記載内容を確認するものとする。</p>	6-25-1 必要な書面	<p>6-8-2に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる光ディスクの記録内容及び書面の記載内容を確認するものとする。</p>
(1) 新規検査（車両番号の指定を受けたことのない型式指定自動車であって、諸元事項に変更の無い車両に限る。）	①～②(略)	(1) 新規検査（車両番号の指定を受けたことのない型式指定自動車であって、諸元事項に変更の無い車両に限る。）	①～②(略)
③ 6-9-1(1)②以降の各号を準用する。（ただし、 <u>⑩</u> を除く。）	(2)～(3) (略)	③ 6-9-1(1)②以降の各号を準用する。（ただし、 <u>⑩</u> を除く。）	(2)～(3) (略)
6-25-2～6-25-3(略)	第7章～第9章(略)	6-25-2～6-25-3(略)	第7章～第9章(略)

別表 (試作車及び組立車等の届出先及び添付資料等一覧表)

別表	試作車及び組立車等の届出先及び添付資料等一覧表			
	区分	試作車・組立車		試作車・組立車の改造 (※4)
		被牽引自動車以外	被牽引自動車	
届出先	主官	事務所等	事務所等	
届出書類	○	○	○	
概要等説明書	○	○	○	
添付資料	○	○	○	
試作車・組立車等審査結果通知書等			○	
車両を特定する資料			○	
主要諸元要目表 (※2)	○	○	○	
外観図	○	○	○	
装置の詳細図 (改造部分詳細図) (※3)	○	○	△※1	
車体 (車体) 全体図	○	○	△	
保安基準適合検討書	○	○	○	
技術基準等への適合性を証する書面	○	○	△	
電気装置の要目表			△※2	
最大安定傾斜角度計算書	○	○	△※3	
制動力計算書	○	○	△※4	
走行性能計算書	○	○	△※5	
最小回転半径計算書	○	○	△※6	
駆動方式 (車体) 図	○	○	△	
動力伝達装置	○	○	△	
走行装置	○	○	△	
操縦装置	○	○	△	
制動装置	○	○	△	
連結装置	○	○	△	
電気装置	○	○	△	
その他書類	△	△	△	

- 備考
- 印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合に省略することができる書面を示す。
 - 注1：「主官」とは、主管事務所および仲興事務所をいう。なお、届出先が事務所等となっているものは、主官においても取扱う。
 - 注2：主要諸元要目表は、輸入自動車特別取換制度別添「輸入自動車特別取換要領」に準じた様式とする。
 - 注3：装置の詳細図は、自動車型式認定実施要領別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の種類認定要領」の別表第1項3(7)に準じたものとする。
 - 注4：審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.(5)に該当する改造をいう。
 - 試作車・組立車の改造種は、試作車または組立車に独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程 別添2「新規検査等書面審査要領」別表第2に規定する範囲の改造をおこなった自動車に適用する。
 - ※1は、改造部分詳細図の他、高電圧系統に関する電気回路図及び感電保護対策に関するものとして自動車に備えた各電気装置の粗図等を添付するものとする。
 - 保安基準適合検討書は、自動車型式認定実施要領別添2「新型自動車取換要領」の別表第1項3(5)に準じたものとする。
 - 技術基準への適合性を証する書面は、装置及び装置により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性を証する書面。また、検討の結果、保安基準に適合させるために別途必要となる資料がある場合、必要となる資料を添付するものとする。
 - ※2は、電動機の場合に添付するものとする。
 - ※3は、条件が不利となる場合に添付するものとする。
 - ※4は、駆動方式に係るもののみとする。走行装置の改造の場合、三輪車に改造する場合であって、駆動方式に係るもののみとする。
 - ※5は、連結計算書等に代えて提出できるものとする。
 - ※6は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。
 - 試作車・組立車の改造強度検討書は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用するものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。
 - 試作車・組立車の改造届出を行うものは必要に応じて、自動車製作者からの委任状を添付するものとする。
 - 添付資料の詳細は、「改造自動車等の取扱いについて」(自技第240号平成7年11月21日)を参照すること。

様式1～様式8(略)

別表 (改造自動車等の届出先及び添付資料等一覧表)

別表	改造自動車等の届出先及び添付資料等一覧表																			
	区分	届出先	添付資料																	
			車体	動力	走行	操縦	制動	連結	電気	その他	車体	動力	走行	操縦	制動	連結	電気	その他		
改造	101-①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-⑳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉖	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㉟	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊵	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊹	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊺	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造	101-㊿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

様式1～様式8(略)

様式9 (その1)

様式9 (その1)

年 月 日

軽自動車検査協会

殿

届出者の氏名又は名称
住 所
連絡先 (担当者)
電 話 番 号

試作車・組立車等届出書

車名・型式	種別	軽自動車	用途
試作車	組立車	試作車・組立車の改造	
予定車両数	主たる使用地域		
車台番号			
書面審査終了時の連絡		要	不要

注：試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。

(日本産業規格 A列4番)

様式9 (表面)

第9号様式

年 月 日

軽自動車検査協会

事務所長 殿

届出者の氏名又は名称

住 所
連絡先 (担当者)
電 話 番 号

改造自動車等届出書

車名・型式	種別	軽自動車	用途
(1)-①	車枠及び車体	(4)-①	走行装置 (7)-②
(1)-②	"	(4)-②	"
(2)-①	原 動 機	(4)-③	"
(2)-②	"	(5)-①	操縦装置 (10)-①
(3)-①	動力伝達装置	(5)-②	"
(3)-②	"	(5)-③	"
(3)-③	"	(5)-④	"
(3)-④	"	(6)	制 動 装 置
(3)-⑤	"	(7)-①	緩 衝 装 置
改造予定車両数	主たる使用地域		
車台番号 (複数台数届出は限定した車両)			

注：該当する改造内容等を○で囲むこと。

(日本産業規格 A列4番)

様式10 (その1)

第 号
年 月 日

殿 軽自動車検査協会 事務所長
概要等説明書(試作車・組立車等審査結果通知書)

(指示事項)

主要諸元比較表

(試作車・組立車、試作車・組立車改造)

項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度	項目	標準車	試作車・組立車	基準・限度
車名				乗車定員人			≤
型式				最大積載量 kg			≤
自動車の種別		軽自動車		前前軸重 (kg)			(kg)
用途					前後軸重 (kg)		
車体の形状				車両総重量 kg			(kg)
燃料の種類					前後軸重 (kg)		
原動機型式				後後軸重 (kg)			(kg)
総排気量(1又は総排出力(kW))				計			(kg)
長さ m			≤ =	最大安定傾斜角度°	左		一般≥35°
幅 m			≤ =		右		その他≥30°
高さ m			≤ =	前前軸重 (kg)			(kg)
軸距 m				前前軸			(kg)
				後後軸			(kg)
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m			タイヤサイズ			(kg)
				前後軸			(kg)
側面寸法	幅 m			前後軸			(kg)
				後後軸			(kg)
側面寸法	高さ m			後後軸			(kg)
				計			(kg)
車両重量 kg	前前軸重			前軸荷重割合%	空車		≥18,20%
	前後軸重			積載			
kg	後前軸重			リヤ・オーバーハング			≤ 1/2, 2/3L
	後後軸重			m			(m)
計				荷台オフセット m			≤12m
				最小回転半径 m			≤12m

能力強度等検討

制動能力	踏力 N	km/h	n	車軸強度 σ_s/σ	/	=	≥1.6
	空気圧 kPa			σ_v/σ	/	=	≥1.3
摩擦係数	Nc/Np	/	=	換装装置強度 σ_s/σ	/	=	≥1.6
	σ_s/τ	/	=	σ_v/σ	/	=	≥1.6
車軸強度	σ_s/σ	/	=	制動装置強度 σ_s/σ	/	=	≥1.6
	σ_v/σ	/	=	連結装置強度 σ_s/σ	/	=	≥1.6

注1：能力強度等検討欄は、該当しないものは一、省略したものは×を記入すること。
 注2：指示事項欄又は能力強度等検討欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
 注3：現車検査の際は、試作車・組立車等審査結果通知書、外観図、装置の詳細図及びその他特に指示された資料を提示すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式10 (表面)

第 号
年 月 日

殿 軽自動車検査協会 事務所長
改造概要等説明書(改造自動車等審査結果通知書)

(指示事項)

主要諸元比較表

(改造車・試作車・組立車)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度
車名				乗車定員人			≤
型式				最大積載量 kg			≤
自動車の種別	軽自動車	軽自動車		前前軸重 (kg)			(kg)
用途					前後軸重 (kg)		
車体の形状				車両総重量 kg			(kg)
燃料の種類					前後軸重 (kg)		
原動機型式				後後軸重 (kg)			(kg)
総排気量(1又は総排出力(kW))				計			(kg)
長さ m			≤ =	最大安定傾斜角度°	左		一般≥35°
幅 m			≤ =		右		その他≥30°
高さ m			≤ =	前前軸重 (kg)			(kg)
軸距 m				前前軸			(kg)
				後後軸			(kg)
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m			タイヤサイズ			(kg)
				前後軸			(kg)
側面寸法	幅 m			前後軸			(kg)
				後後軸			(kg)
側面寸法	高さ m			後後軸			(kg)
				計			(kg)
車両重量 kg	前前軸重			前軸荷重割合%	空車		≥18,20%
	前後軸重			積載			
kg	後前軸重			リヤ・オーバーハング			≤ 1/2, 2/3L
	後後軸重			m			(m)
計				荷台オフセット m			≤12m
				最小回転半径 m			≤12m

能力強度等検討書

制動能力	踏力 N	km/h	n	車軸強度 σ_s/σ	/	=	≥1.6
	空気圧 kPa			σ_v/σ	/	=	≥1.3
摩擦係数	Nc/Np	/	=	換装装置強度 σ_s/σ	/	=	≥1.6
	σ_s/τ	/	=	σ_v/σ	/	=	≥1.6
車軸強度	σ_s/σ	/	=	制動装置強度 σ_s/σ	/	=	≥1.6
	σ_v/σ	/	=	連結装置強度 σ_s/σ	/	=	≥1.6

注1：能力強度等検討欄は、該当しないものは一、省略したものは×を記入すること。
 注2：指示事項欄又は強度検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
 注3：現車検査の際は、通知書及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式 10 (その 2)

様式10 (その2)

装置の概要

目的	
車枠及び車体	
原 動 機	
動力伝達装置	
走行装置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

- 注 1 : 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。
- 注 2 : 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）
- 注 3 : 自動車検査証記載事項について変更が生じる場合は、当該変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記載事項の変更が必要となります。（第67条関係）

(日本産業規格 A列4番)

様式 10 (裏面)

第10号様式 (裏面)

改造等の概要

目的	
車枠及び車体	
原 動 機	
動力伝達装置	
走行装置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

- 注 1 : 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。
- 注 2 : 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）
- 注 3 : 自動車検査証記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記載事項の変更が必要となります。（第67条関係）

(日本産業規格 A列4番)

様式 11

様式 11

試作車・組立車等届出書の取下願出書

軽自動車検査協会

殿

年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

1. 車 名
2. 型 式
3. 車台番号又はシリアル番号 (記載できる場合に限る。)
4. 取下げ理由 (該当項目に○印)
 - 車両故障のため
 - 顧客との売買契約解除のため
 - その他 (理由を記載すること。)

様式 12～様式 13(略)

様式 11

様式 11

改造自動車等届出書の取下願出書

軽自動車検査協会

殿

年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

1. 車 名
2. 型 式
3. 車台番号 (記載できる場合に限る。)
4. 取下げ理由 (該当項目に○印)
 - 車両故障のため
 - 顧客との売買契約解除のため
 - その他 (理由を記載すること。)

様式 12～様式 13(略)

附 則 [令和 8 年 4 月 22 日協会規程第 10 号]

1. この規程は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

ただし、改造自動車並びに試作車及び組立車等の取扱いに係る改正規定については、令和8年10月1日から施行する。

2. 令和8年9月30日以前に改造自動車等届出書が提出された自動車については、令和8年4月22日付け規程第10号による改正前の改造自動車並びに試作車及び組立車等の取扱いに係る規定によるものとする。